◎在外公館の名称及び位置並びに在外

公館に勤務する外務公務員の給与に

関する法律の一部を改正する法律

(平成二七年四月二二日法律第一三号)

一、**提案理由**(平成二七年三月二五日・衆議院外務委員会)

○岸田国務大臣(たいよ議題となりました在外公館の名称及)の岸田国務大臣)ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法

更する等の規定の整備を行うことであります。名を、それぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに変改正の第一は、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国

勤基本手当の基準額を定めることであります。館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在

改正の第三は、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額の改定につい基本手当の基準額を改定することであります。

ら実施する必要があります。 ては、平成二十七年度予算と一致させて行うため、四月一日か

何とぞ、御審議の上、本件につき速やかに御承認いただきま以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

二、**衆議院外務委員長報告**(平成二七年三月三〇日)

すようお願いいたします。

て、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ○土屋品子君」ただいま議題となりました法律案につきまし

ます。

本案の主な内容は、

れぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに改めるこ第一に、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそ

第二に、メキシコのレオン及びドイツのハンブルクに総領事

館を新設すること、

準額を改定すること第三に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基

等であります。

一部を改正する法律
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の

日卜等では、2世紀世日)だ月:恵ひいにした、2十五日岸本案は、去る二十四日外務委員会に付託され、翌二十五日岸

以上、御報告申し上げます。
て原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。日、質疑を行い、引き続き採決を行った結果、全会一致をもっ日、質疑を行い、引き続き採決を行った結果、全会一致をもっ

三、参議院外交防衛委員長報告(平成二七年四月九日)

でよ♪。○片山さつき君 ただいま議題となりました法律案につきました。○片山さつき君 ただいま議題となりました法律案につきまし

本法律案は、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに変更すること、在レオン及び在ハンブルクの各日本国総領事館を新設ること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基本法律案は、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名

質疑終局の後、

自由民主党及び公明党を代表して自由民主党

す。

の北村理事より、この法律の施行期日を平成二十七年四月一日

採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきもから公布の日に改める等の修正案が提出されました。

以上、御報告申し上げます。

のと決定いたしました。

○委員会修正の提案理由(平成二七年四月七日)

お手元に配付されております案文のとおりでございます。代表いたしまして修正の動議を提出いたします。その内容は、法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党及び公明党を及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する入北村経夫君」ただいま議題となっております在外公館の名称

の法律の施行期日を「公布の日」に改めることであります。第一に、原案では「平成二十七年四月一日」となっているこ以下、その趣旨について御説明申し上げます。

の場合において、必要な読替えを行うことであります。する規定は、平成二十七年四月一日から適用することとし、こ

第二に、この法律による改正後の在勤基本手当の基準額に関

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げま以上が修正案の趣旨であります。

(注) 参議院本会議修正議決後、衆議院に回付、同意の上、

一部を改正する法律在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の